

岩手県臓器移植コーディネーター設置委託事業の受託希望者の公募について

令和8年2月26日

岩手県保健福祉部健康国保課

岩手県では、臓器提供から移植までのあっせん業務を公平かつ公正に実施するとともに、移植医療に関する知識及び臓器提供の意思表示カード等を効果的に普及拡大するため、岩手県臓器移植コーディネーターを設置しています。

つきましては、令和8年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は別紙「岩手県臓器移植コーディネーター設置委託事業実施希望届」により、令和8年3月13日（金）（必着）までに、岩手県保健福祉部健康国保課（〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県庁9階）に届け出てください。

なお、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案又は一般競争入札の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約することを確約するものではありません。

御不明の点は「岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当：電話 019-629-5471」にお問い合わせ願います。

記

1 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人（個人は不可）で、2に記載する業務の実施が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、岩手県から入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

- (4) 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 委託業務の内容

岩手県臓器移植コーディネーターを配置し、関係機関等との連携を図りながら 4 に記載する事業を実施する。

3 臓器移植コーディネーターの配置

岩手県臓器移植コーディネーターは常勤の職員とし、「臓器提供発生時業務」を実施するために、公益社団法人日本臓器移植ネットワークから都道府県臓器移植コーディネーターとしての委嘱を受けること。

なお、委嘱を受けるための資格要件等は次のとおりであること。

- (1) 医療有資格者又は 4 年生大学を卒業した者
- (2) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークの実施する研修を受講し、試験に合格した者（受講及び受検予定者を含みます。）

4 事業内容

(1) 日常業務

ア 臓器提供施設等医療機関の医療従事者に対する、移植医療の普及啓発および医療機関の臓器提供体制整備の指導・支援

イ 一般県民に対する、移植医療の普及啓発及び臓器提供意思表示等の普及拡大

ウ 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク等関係機関との連絡調整、情報交換

エ 臓器移植希望者の登録申請の支援

(2) 臓器提供発生時業務

当該業務発生時には、休日・夜間を問わず、又、連続した対応を行うこと。

ア 公益社団法人日本臓器移植ネットワークのチーフコーディネーター及び主治医等との連絡調整

イ 臓器提供可能者の家族への臓器移植の説明

ウ 組織適合検査における臓器提供者の血液確保、HLA検査センターへの血液搬送及び検査の手配

エ 摘出された臓器の搬送及びその手配

オ その他円滑に移植を実施するために必要な業務

(留意事項)

臓器提供発生時業務は、臓器提供者及び家族の意思を尊重しながら、プライバシーの確保に配慮するとともに、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの定める手順等に従い実施すること。

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 その他

令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等においては、契約手続きを停止することがあることを申し添えます。

別紙

岩手県臓器移植コーディネーター設置委託事業実施希望届

岩手県知事 達増拓也 様

届出者

代表者

標記業務の受託を希望しますので、下記のとおり届出します。

令和 年 月 日

記

- 1 法人名
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 臓器移植コーディネーター予定者
氏名（未定の場合は、確保の見込みについて具体的に記載してください。）

医療資格等（医師、看護師等具体的に記載、大学卒業者の場合は、学校名・学部等
及び卒業年度を記載）